

公共移転〔調整区域内建物〕（住宅）開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条4号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。（この審査表は『公共移転〔調整区域内建物〕』において自己居住用に限ったものである。）
 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所 氏名	申請地	
予定建築物の用途	専用住宅 ※属人性の強い許可	公共事業名	
技術基準の適用	自己居住用	手数料	8,600円
農転調整	有・無	4条・5条	月可
			月保留
			代理人 連絡先

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
5		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
6		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。
7		↳ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		↳ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
9		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
10		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	
11		現況写真（2方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
12		公共事業に係る契約書の写し	
13		既存敷地面積求積図 面積 m ²	
14		買収地丈量図 面積 m ²	
15		予定建築物の各階平面図	
16		予定建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
17		既存建築物の各階平面図	
18		既存建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要

◆手引第6章1(2)表2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
19		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上。大規模指定既存集落（申請に直接関わりが無い集落は除く）を明示。
20		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上。大規模指定既存集落（県規則第19条を適用する場合には『◆別記（立地基準適否の審査）』において、1-2又は1-3に該当することを確認できる事項を含む）を明示。
21		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
22		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※1}
23		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
24		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
25		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
26		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
27		↳ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※1}
28		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
29		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上

30	└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※1}			
31	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。			
◆別記（立地基準適合の審査）→法34条12号（条例3条4号）に適合することの審査事項					
※番号1～5のすべてに該当すること。（繰引き：昭和・平成 年 月 日）					
番号		審査事項			
1		申請者は、公共事業により建築物の敷地が買収されたことにより移転等が必要な者であること。			
2		予定建築物は、移転等の前と同一の用途であること。			
3		申請地の面積は、500㎡以下であること。（ただし、既存敷地が500㎡を超えている場合は既存敷地と等面積までとする。）			
4		申請地は、土地所有者、申請者、公共事業施行者の三者契約した土地であること。（ただし、申請者が公共事業が公表される前から所有する土地に移転する場合はこの限りでない。）			
5		申請は、移転等の承諾をした日からおおむね1年以内であること。			
特 記 事 項	<input type="checkbox"/> 現地調査	令和 年 月 日	処 理 欄	受 付	前・太 土木事務所
				許 可	令和 年 月 日 第 号
					令和 年 月 日
					許可番号 第 号

※1：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までには当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者（代理人）に周知する。